



埼玉県発行

目次

告示

- 特定非営利活動法人の設立に係る公告 (北部振興) 一
- 平成二十一年度地籍調査事業計画の決定 (土地水政課) 一
- 埼玉県立学校教職員健康診断等業務に関する入札公告 (福利課) 二
- 寄居城北高等学校外九校教務事務システム用機器等貸借に関する一般競争入札公告 (高校教育指導課) 四
- 県立学校間ネットワークシステム等に係る運用保守業務委託の一般競争入札に関する公告 (高校教育指導課) 五
- 県道川越北環状線の供用の開始 (川越県土) 七
- 県道片柳川越線の供用の開始 (〃〃〃) 八
- 一般国道二百五十四号の供用の開始 (〃〃〃) 八
- 開発行為に関する工事の完了公告 (熊谷建築安全センター) 八

告示

埼玉県告示第六百九十九号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、

設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県北部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション <http://www.satamaken-npo.net/>)により縦覧に供する。

平成二十一年五月十二日  
埼玉県知事 上田清司

申請のあった年月日  
平成二十一年四月三十日

申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人年金を考えるグ  
ローバルサポートセンター

代表者の氏名  
小島 文雄

三

埼玉県告示第七百号

平成二十一年度地籍調査事業計画を次のとおり定めたので、国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六条の三第五項の規定により、公示する。

平成二十一年五月十二日

埼玉県知事 上田清司

四 主たる事務所の所在地  
埼玉県熊谷市弥生二丁目三十八番一

号

五 定款に記載された目的

この法人は本邦に居住する年金生活者に対し、生涯を通じて、文化的生活が送れるよう、また誇りをもって地元地域で、または海外で生活設計していくことができるよう支援を行い、活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
川越市	大東第八川越福原 (むさし野、大字大塚 新田、大字南大塚、大 字新宿の各一部)	平成二十一年五月十二日から 平成二十二年三月三十一日まで
川越市	大東第九 (大字南大塚の一部)	平成二十一年五月十二日から 平成二十二年三月三十一日まで
熊谷市	小島五 (小島の一部)	平成二十一年五月十二日から 平成二十二年三月三十一日まで
熊谷市	小島六 (小島の一部)	平成二十一年五月十二日から 平成二十二年三月三十一日まで

熊谷市	吉岡三 (万吉の一部)	平成二十一年五月十二日から 平成二十二年三月三十一日まで
秩父市	強石第三 (大滝の一部)	平成二十一年五月十二日から 平成二十二年三月三十一日まで
秩父市	強石第四 (大滝の一部)	平成二十一年五月十二日から 平成二十二年三月三十一日まで
飯能市	前ヶ貫第二② (大字前ヶ貫の一部)	平成二十一年五月十二日から 平成二十二年三月三十一日まで
飯能市	前ヶ貫第二③ (大字岩淵の一部)	平成二十一年五月十二日から 平成二十二年三月三十一日まで
飯能市	双柳第一 (大字双柳の一部)	平成二十一年五月十二日から 平成二十二年三月三十一日まで
東松山市	東松山市一地区 (和泉町の一部)	平成二十一年五月十二日から 平成二十二年三月三十一日まで
春日部市	春日部一―③―三工区 (上蛭田、道口蛭田の 各一部)	平成二十一年五月十二日から 平成二十二年三月三十一日まで
狭山市	狭山第四十三 (富士見二丁目の一 部)	平成二十一年五月十二日から 平成二十二年三月三十一日まで
狭山市	狭山第四十四 (富士見二丁目の一 部)	平成二十一年五月十二日から 平成二十二年三月三十一日まで
深谷市	深谷第二十九 (大谷の一部)	平成二十一年五月十二日から 平成二十二年三月三十一日まで
深谷市	深谷第三十 (大谷の一部)	平成二十一年五月十二日から 平成二十二年三月三十一日まで
越谷市	越谷第十一―二計画区 (大字袋山の一部)	平成二十一年五月十二日から 平成二十二年三月三十一日まで
日高市	日高第三十七 (大字横手の一部)	平成二十一年五月十二日から 平成二十二年三月三十一日まで
日高市	日高第三十八 (大字横手の一部)	平成二十一年五月十二日から 平成二十二年三月三十一日まで

小川町	腰越三 (大字腰越の一部)	平成二十一年五月十二日から 平成二十二年三月三十一日まで
小川町	腰越四 (大字腰越の一部)	平成二十一年五月十二日から 平成二十二年三月三十一日まで
ときがわ町	田黒一 (大字田黒の一部)	平成二十一年五月十二日から 平成二十二年三月三十一日まで
ときがわ町	田黒二 (大字玉川、大字田黒 の各一部)	平成二十一年五月十二日から 平成二十二年三月三十一日まで
小鹿野町	般若一 (般若の一部)	平成二十一年五月十二日から 平成二十二年三月三十一日まで
小鹿野町	般若二 (般若の一部)	平成二十一年五月十二日から 平成二十二年三月三十一日まで
神川町	阿久原三―三 (大字上阿久原の一 部)	平成二十一年五月十二日から 平成二十二年三月三十一日まで
神川町	阿久原四 (大字下阿久原の一 部)	平成二十一年五月十二日から 平成二十二年三月三十一日まで
北川辺町	麦倉Ⅱ (大字麦倉の一部)	平成二十一年五月十二日から 平成二十二年三月三十一日まで
北川辺町	麦倉Ⅲ (大字麦倉の一部)	平成二十一年五月十二日から 平成二十二年三月三十一日まで

埼玉県告示第七百一十号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十一年五月十二日

埼玉県知事 上田 清司

一 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

埼玉県立学校教職員健康診断等業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

- (3) 履行期間  
平成21年6月8日(月)から平成22年3月25日(木)まで
- (4) 履行場所  
埼玉県教育総務部福利課が指定する場所
- (5) 入札方法  
入札金額は、検診ごとの単価を記載すること。  
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された検診ごとの単価に各受診予定人数を乗じて得た額の合計額に当該合計額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 競争入札参加資格
  - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - (2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成20年埼玉県告示第1032号)に基づく物品等競争入札参加資格者名簿に記載され、業種区分が「催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他役務」で、「健康診断業務」を行う者であること。
  - (3) 埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
  - (4) 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成19年3月27日付け出物第1153号)に基づく指名除外措置を受けていない者であること。
  - (5) 本件業務について、仕様書の要求する事項を確実に履行できる者であること(詳細は、入札説明書及び仕様書による)。
- 3 入札書の提出場所等
  - (1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先  
〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育総務部福利課健康管理担当 小山 珠実 電話048-830-6971(直通)
  - (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法  
この告示の日から平成21年5月20日(水)まで(日曜日及び土曜日を除く。)

の午前10時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)に上記(1)の場所において交付する(事前に連絡すること)。

- (3) 入札・開札の場所及び日時  
埼玉県教育総務部福利課分室 平成21年5月22日(金) 午後3時30分
- (4) 郵便による場合の入札書のあて先及び受領期限  
埼玉県教育総務部福利課健康管理担当 平成21年5月21日(木) 午後5時(書留郵便によること。)
- 4 その他
  - (1) 入札保証金及び契約保証金
    - ア 入札保証金  
入札者は、次の算式により算定した額以上の金額を入札保証金として納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。見積もった各検診単価(入札書に記載する金額)×各受診予定人数×1.05×0.05
    - イ 契約保証金  
契約の相手方は、次の算式により算定した額以上の金額を契約保証金として納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。  
契約単価×各受診予定人数×1.05×0.1
  - (2) 入札者に要求される事項
    - ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を所定の日時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。
    - イ また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
    - エ 入札者は、上記3「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。
    - オ 入札の無効
  - (3) 入札の無効
    - ア 次に掲げる入札書は、無効とする。
    - イ この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
    - エ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条の規定に該当する入札書

- (4) 入札の取りやめ
  - (5) 応札者が一人であった場合は、開札前に入札を取りやめるものとする。
  - (6) 契約書の作成の要否
  - (7) 要
  - (8) 落札者の決定方法
- 財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (7) 手続における交渉の有無
  - (8) 無
  - (8) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

埼玉県立長瀬や田川中

MTIに基づく政府調達に関する競争入札の要する書類について、次のとおり競争入札とする。

平成二十一年五月十二日

埼玉県長瀬 田 川 中

1 調達内容

- (1) 購入等件名及び数量
- (2) 寄居城北高等学校外9校教務事務システム用機器等賃貸 一式
- (3) 調達案件の仕様等
- (4) 入札説明書及び仕様書による。
- (5) 履行期間
- (6) 平成21年9月1日(火)から平成26年8月31日(日)まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合、当該契約は解除する。
- (7) 履行場所
- (8) 埼玉県教育庁県立学校部高校教育指導課が指定する場所
- (9) 入札方法
- (10) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その

端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成20年埼玉県告示第1032号)に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。
- (3) 埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づき入札参加停止期間中でない者であること。
- (4) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要綱(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づき指名停止期間中でない者であること。
- (5) 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成19年3月27日付け出物第1153号)に基づき指名除外措置を受けていない者であること。
- (6) 本件業務について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること(詳細は、入札説明書及び仕様書による)。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
- (2) 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育庁県立学校部高校教育指導課県立学校IT推進担当 榎原、荻原 電話048-830-6625(直通)
- (3) 入札説明書及び仕様書の交付方法
- (4) 平成21年5月13日(水)午前9時から上記(1)の交付場所において交付する。
- (5) 入札・開札の場所及び日時
- (6) 場所
- (7) 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県庁車庫上分館203会議室
- (8) 日時
- (9) 平成21年6月30日(火)午後2時

(4) 郵便による場合の入札書のあて先、受領期限及び提出方法

ア あて先

埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課県立学校 I T 推進担当

イ 受領期限

平成21年6月29日(月) 午後5時

ウ 提出方法

書留郵便によること。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した必要な書類を平成21年6月15日(月)午後5時まで提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関する説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札者は、上記3「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定め

る規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、平成21年5月20日(水)午後5時までに必要な書類を添付して、埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当(電話048-830-5775(直通) 千330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号)に提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased: computers for school management system of 10 schools including Saitama Prefectural Yoriihokoku high school

(2) Time-limit for tender: 2:00 p.m. June, 30, 2009. (tender submitted by mail 5:00 p.m. June, 29, 2009)

(3) Contact point for notice: High School Education Management Division, Prefectural School Department, Education Bureau, Saitama Prefectural Government, Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301, Telephone 048-830-6625



埼玉県総務部入札課

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

一般競争入札に付する。

平成二十一年五月十二日

埼玉県長 田 田 繁 臣

1 調達内容

- (1) 購入等件名及び数量  
県立学校間ネットワークシステム等運用保守業務委託 一式
- (2) 調達案件の仕様等  
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間  
平成21年8月1日(土)から平成23年3月25日(金)まで。ただし、翌年度において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合、当該契約は解除する。
- (4) 履行場所  
埼玉県教育委員会、埼玉県立総合教育センター深谷支所及び埼玉県立学校180校
- (5) 入札方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成20年埼玉県告示第1032号)に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」のA等級に格付けされた者であること。
- (3) 埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止期間中でない者であること。
- (4) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要綱(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づく指名停止期間中でない者であること。

(5) 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成19年3月27日付け出物第1153号)に基づく指名除外措置を受けていない者であること。

- (6) ISMS認証又はプライバシーマークの認定を受けている者であること。
- (7) 本件と種類及び規模をほぼ同じとする業務の実績を有する者であること。
- (8) 本件業務について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること(詳細は、入札説明書及び仕様書による)。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育庁県立学校部高校教育指導課県立学校IT推進担当 小川、植村 電話 048-830-6773(直通)
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法  
平成21年5月13日(水)午前9時から上記(1)の交付場所において交付する。
- (3) 入札・開札の場所及び日時

ア 場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県庁車庫上分館203会議室

イ 日時

平成21年6月30日(火) 午前11時

エ あて先

(4) 郵便による場合の入札書のあて先、受領期限及び提出方法

ア あて先

埼玉県教育庁県立学校部高校教育指導課県立学校IT推進担当

イ 受領期限

平成21年6月29日(月) 午後5時

ウ 提出方法

書留郵便によること。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
- ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す必要な書類を平成21年6月15日（月）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札者は、上記3「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

埼玉県川越県土整備事務所長告示第二十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十一年五月十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路課

(7) 低入札価格調査制度に係る調査基準価格

設定する（調査基準価格未満の入札があった場合には、調査の上該当入札を行った者を落札者とするか否かを決定する。）。

(8) 手続における交渉の有無  
無

(9) 競争入札参加資格の付与

2(2)に定める競争入札参加資格のない者が入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要な事項を記入した上、平成21年5月20日（水）午後5時までに必要な書類を添付して、埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当（電話048-830-5775（直通） 千330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号）に提出すること。

(10) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Project for Tender : Consignation of the management services in regard to the Computer Network System for the Saitama Prefectural Education Bureau, Saitama Prefectural Education Center Fukaya and 180 Prefectural Schools.

(2) Time-limit for tender : 11 : 00 a.m.30, June, 2009. (tender submitted by mail 5 : 00 p.m.29, June, 2009)

(3) Contact point for notice : High School Education Management Division, Prefectural School Department, Education Bureau, Saitama Prefectural Government, Takasago 3-15-1, Urawaku, Saitama-shi, Saitamaken 330-9301, Telephone 048-830-6773

境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年五月十二日

埼玉県川越県土整備事務所長 高 沢 清 史

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	備考
県道川越北環状線	川越市大字福田字川間一三番一地先から同市大字寺山字宮田一九五番地一地先まで	平成二十一年五月十四日 午前十一時	延長一七七六・五〇メートル

埼玉県川越県土整備事務所長告示第二十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十一年五月十二日から三十日間埼玉県土整備部道路環

境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年五月十二日

埼玉県川越県土整備事務所長 高 沢 清 史

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	備考
県道片柳川越線	川越市大字寺山字堤根四六五番一地先から同市大字寺山字宮田一五四番二地先まで	平成二十一年五月十四日 午前十一時	延長二九〇・九〇メートル

埼玉県川越県土整備事務所長告示第二十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十一年五月十二日から三十日間埼玉県土整備部道路環

境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年五月十二日

埼玉県川越県土整備事務所長 高 沢 清 史

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	備考
一般国道 二百五十四号	川越市大字福田字川間一三番一地先から同市大字福田字川間一三番七地先まで	平成二十一年五月十四日 午前十一時	延長四二・六二メートル

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第百三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百

号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したの

平成二十一年五月十二日

埼玉県熊谷建築安全センター所長

新藤 巧

許可番号

平成二十一年三月三十日

指令行整第一九〇〇三五二号



二 検査済証番号

平成二十一年四月二十四日

第七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北埼玉郡騎西町大字上種足字十一番

三〇八二―四、―五、―六、―七、二

九二五―六、―七、―九、二九二七―

二、二九二八、二九二九

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都大田区京浜島三丁目二番十号

株式会社 クロスライン

代表取締役社長 安藤 敏弘

発行日	毎週 火曜日・金曜日
購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇号 〇四八―八二四―二二二一(代表)
	埼玉新聞社 http://www.pref.saitama.lg.jp/A01/BA00/kenpouhome/fr_top.htm
印刷所	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 〇四八―八六二―二九〇二(代表)